

第44回 南木曽町リニア対策協議会 開催

第44回南木曽町リニア対策協議会が1月16日に南木曽会館にて開催されました。

報告事項として、工事の進捗状況、国道256号を通行する工事用車両台数に関する説明会について、鉄道・運輸機構及びJR東海より報告がありました。

協議事項では、右記説明会に係る工事用車両の通行等に関する確認書の変更、及び町とJR東海との協議により作成された「押出南事業に係る基本協定書」について協議し、取交しについて同意が得られました。



※協議会当日の説明資料は町のホームページをご覧ください

報告事項

①工事の進捗状況について (鉄道・運輸機構より)

広瀬工区では、昨年7月22日よりトンネルの掘削を開始しています。掘削の進捗は12月末現在で約100mとなっています。

尾越工区では、昨年9月から名古屋方へ本坑の掘削を開始し、掘削の進捗は約200mとなっています。

山口工区では、現在本坑を品川方へ約2,600m掘削しています。

昨年10月に岐阜県と長野県の県境に到達し、切羽が南木曽町内に入りました。12月末現在で、県境から約80mの位置に切羽が来ています。湧水は、シールドリバース（調査ボーリング）からのものも含め、トンネル全体で毎分2・7tです。周辺の湧水等で、トンネル起因と思われる水位低下は確認されていません。

②妻籠水源の状況（JR東海より）

山口工区のトンネルが県境を越え、妻籠水道水源保全地区の掘削を進め

ています。12月末時点で、掘削地点は妻籠第1・第2水源から約1・6キロの位置にきています。

妻籠水道水源における原水流量（配水池に入る水量）及び配水流量（各戸に配られる水量）の推移に特段の変化はなく、地域住民の生活に支障は生じていない状況です。また、水道水源とトンネルの間に設置されている観測井（深井戸と浅井戸）の水位の変動も例年と同様の挙動を示しており、工事起因と思われる水位低下は確認されていません。引き続き、町と協力し、水源等の水位・流量を監視し、万が一、異常が発生した際は適切に対応していきます。

③発生土の搬出先（JR東海より）

発生土はこれまでに長野県の本曽川右岸道路事業（十二兼）や木曽町の原木乾燥場造成事業、中津川市の神坂SIC事業や都市間連絡道路事業等、町内外に運搬を行ってきました。1月から新たに大桑村や愛知県瀬戸市、中津川市内の置き場への運搬を開始しています。この他、飯田・下伊那方面への運搬を継続して行っています。

これまでに搬出した土量は、尾越工区で4・7万m³、広瀬工区で0・9万m³です。

④国道256号を通行する工事用車両台数に関する説明会について (JR東海より)

令和6年11月28日に妻籠地区、12月3日に蘭・広瀬地区の地元住民を対象に、トンネルの掘削が尾越・広瀬両工区で始まり、工事が本格化するに伴い、国道256号を通行する工事用車両台数が増加するため、説明会を開催しました。これまでの工事用車両台数の最大値は、妻籠付近で250台/日、広瀬付近で400台/日（いずれも往復の月別日平均）で運用してきましたが、町内のトンネル工事が本格化したことに伴い、今後は妻籠・広瀬付近ともに690台/日として運用していきます。工事用車両は運行状況を確認しながら段階的に増やしていき、詳細については、引き続き、毎月の工事日より等で事前にお知らせします。



また、遠方の活用先へ発生土を運搬することや工事用車両台数が増加することから、時間当たりの平準化を図るため、発生土運搬車両の運行時間帯を従前の「8時から18時」から「7時から19時」に町との確認書を取交した上で変更します。

引き続き、一般交通に配慮し、運行していきませんが、工事用車両の通行を含め工事等に関して、不安や心配事等のある方はＪＲ東海等事業者にご連絡をお願いします。

Q 256号を通行するダンプが多く、観光面でのイメージダウンを感じる。ダンプの通行する期間はいつまでか？

A 前回協議会で工事の見通しを示したが、2030年冬頃までの見込み。非常口近くで置き場が確保できれば、妻籠宿前を通行するダンプの台数を削減することができる。

協議事項

① 南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第6回）について

国道256号を通行する工事用車両台数に関する説明会で地元住民に説明したとおり、発生土運搬車両の通行時間帯をこれまでの「8時から

18時」から「7時から19時」に変更し、資機材運搬車両の通行時間帯に合わせる形で、確認書の更新を行う。
Q 7時から19時以外に工事用車両が通行することはないのか？
A 法令に定められた特殊車両や通勤に使われる車両が通行することがある。

Q 前後1時間拡大する理由は？

A 工事が本格化し工事用車両台数が増加するため、時間当たりの平準化を図りたい。また、町外での活用先も増えてきたことも要因。

① 押出南事業に係る基本協定書について

押出南事業は、あららぎ砂防ダム（蘭大堰堤）下流右岸側の斜面が崩落している範囲を盛土により周辺地盤の安定化を図る事業として、町が計画しているものです。盛土には町内におけるリニア工事の発生土を活用します。

押出南は、令和5年5月から6月にかけて妻籠・蘭・広瀬の3地区を対象に開催された説明会において、ＪＲ東海が発生土置き場の候補地として示されました。当初は事業範囲（下図参照）よりも上部に盛土をする計画でしたが、説明会等で地元住民より崩落箇所を何とか

して欲しいとの意見が多数出されました。それを受け、町・ＪＲ東海等関係者間の協議の結果、下図の赤枠で示す範囲を事業範囲とすることとなりました。

本協定書は、事業の施行に際し、事業内容や双方の役割分担、維持管理等の基本的な事項について規定するものです。内容としては、基本的に昨年6月12日付けで町とＪＲ東海とで取交した「富貴畑事業に係る基本協定書」と同様で、町事業として、工事等をＪＲ東海が実施するもので、事業に係る経費はＪＲ東海が負担します。事業により完成した盛土等の所有権は町に帰属しますが、盛土構造物の維持管理は原則、ＪＲ東海が行います。ただし、事業範囲に砂防指定地が含まれることから、設計や用地取得、行政上の手続き等の結果、事業の実施が困難となる場合があります。

Q 設計はこれからだが、当該範囲で盛土をする上での基本的な考えを教えてください。

A 蘭川の河川区域外で理論上、水に浸からない範囲を事業範囲とすることを考えている。

Q 住民への説明会はどうするのか？

A 設計ができ、県等との協議が整えば、町で説明会を開催する。

Q 事業範囲に今ある砂についてはどう考えているのか？

A 現在の砂は、今後、ＪＲ東海で進める設計を踏まえ、対応を協議していく。

